

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となります。（長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。）

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

長期処方に関する掲示

当院では、28日以上長期処方やリフィル処方せんの発行に対応しています。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付は、医師が患者さんの病状を確認したうえ、できないと判断する場合もございます。あらかじめご了承ください。

名南ふれあい病院